

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
介護保険法（平成9年法律第123号）第114条の5第3項	介護医療院への業務運営の改善命令	介護保険課

介護保険法（平成9年法律第123号）第114条の5第3項に基づき、同条第一項の規定による勧告を受けた介護医療院の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護医療院の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。